

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) \_\_\_\_\_ 年 月 日

指定管理者  
公益財団法人浜松市スポーツ協会会長  
住所  
(所在地)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(名称及び代表者)  
電話 \_\_\_\_\_ ( )

**浜松市浜北総合体育館優先利用願**

浜松市浜北総合体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願ひ出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	メインアリーナ (全・2/3・1/2・1/3) サブアリーナ (全・1/2) 会議室 (第1・第2・第3) 軽体操室 控室 放送室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他 ( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒 \_\_\_\_\_ 連絡先 (自 宅)  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 (携帯電話)

**利用にあたり次のことを厳守いたします。**

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. メインアリーナ利用の場合は、優先利用許可後、2週間以内に予納金を納付します。
3. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
4. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
5. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
6. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
7. 利用当日の備付物品、空調、照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いいたします。
8. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。